

米国 2025 年包括的対外投資国家安全保障法(米国防権限法 2026 に包含)の概要
—米国企業・団体・個人及びその子会社・団体の中国等の懸念国への対外投資規制の強化

2026 年 1 月 5 日

CISTEC 理事

国際輸出管理調査・協力部長
田上 靖

はじめに

トランプ第一次政権以降、米国において、対内投資規制の著しい強化が図られており、その概要は以下の一般公開コーナー「米中の新輸出規制等の動向」ページ掲載解説で説明の通りである。

◎米国 FIRRMA(外国投資リスク審査現代化法)及び下位規則の概要(第 2 版)(罰則の大幅強化及び CFIUS 権限の拡大) (2020.3.9./ 2025.2.28 第 2 版)

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20200309-2.pdf>

さらに、バイデン前政権において、2023 年 8 月 9 日に米国の対中投資規制大統領令 14105(懸念国における特定の国家安全保障技術・製品への米国投資への対処に関する大統領令)及びその実施下位規則案策定のための通知 (ANPRM)が発行され、2024 年 10 月 28 日に、本大統領令に基づき、米財務省が対中投資規制の最終規則を発行し、2025 年 1 月 2 日から施行されたが、これらの概要は、以下の賛助会員コーナー及び一般公開コーナーに掲載の各解説で説明の通りである。

◎米国の対中投資規制大統領令及びその実施下位規則案策定のための通知(ANPRM)の概要(速報)(2023.8.10)

<https://www.cistec.or.jp/members/z1905sokuho/20230810.pdf>

◎米国の対中投資規制最終規則(2025 年 1 月 2 日施行予定)の概要 (2024.11.5)

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20241105.pdf>

そして、賛助会員コーナーの下記解説で説明の通り、トランプ新政権発足日の 2024 年 1 月 20 日に発行されたアメリカ・ファースト政策において、上記の 2023 年 8 月 9 日に対中投資規制大統領令の見直しが財務長官に指示された。

◎米国トランプ新政権の基本方針及び政策の概要(対中輸出規制政策、対ロシア輸出規制・制裁政策その他) (2024.2.10)

<https://www.cistec.or.jp/members/z1905sokuho/20250210.pdf>

さらに、2024年2月21日にホワイトハウスHPにおいて、大統領覚書「アメリカファースト投資方針」(America First Investment Policy)が発行され、トランプ新政権における対内投資規制及び対外投資規制の今後の重要な基本方針が、対中厳格化方針を中心として、明確に打ち出されたが、その概要は、以下の一般公開コーナー掲載解説で説明の通りである。

◎トランプ大統領覚書「アメリカファースト投資方針」(対内投資規制及び対外投資規制の基本方針)の概要(2025.2.28)

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20250228.pdf>

上記の動向を踏まえ、2025年12月26日に施行された国防権限法2026のTitle LXXXV(第85章)により2025年包括的対外投資国家安全保障法が施行され、米国企業・団体・個人及びその子会社・団体の中国等の懸念国への対外投資規制の強化が規定された(有効期間:7年間)。

そこで、その概要を以下の通り説明する。

[本解説目次]

はじめに

1. 議会の見解(§8504)
2. 大統領による対外投資禁止・制裁(§8511～8513)
 - 2.1. 「対象外国企業・団体・個人」の定義
 - 2.2. 罰則
3. 財務長官による対外投資禁止・規制(§8521)
 - 3.1. 投資の禁止
 - 3.2. 義務的通知要件
 - 3.3. 定義
 - 3.4. 罰則
 - 3.5. 多国間関与及び調整
 - (a) 権限
 - (b) 多国間関与及び調整のための戦略
 - (c) 議会への報告
4. 国防権限法2026原文

1. 議会の見解 (§8504)

(1) 懸念国(中国)を含むにおいて、外国の敵対勢力の軍事近代化努力、監視国家体制、人権侵害を助長する戦略的両用技術を開発する既知及び未知の主体が無数に存在することから、米国国家安全保障及び外交政策上の利益の阻害を防止するためには、懸念国におけるこれらの技術への米国からの一定の投資を規制することが必要である。

(2) 従って、大統領は、本法又は本法による改正で付与された権限を行使し、懸念国が米国の資本を利用して米国の国家安全保障及び外交政策上の利益を損なうことを防止するべきである。

2. 大統領による対外投資禁止・制裁 (§8511～8513)

大統領は、「対象外国企業・団体・個人」の株式・証券への米国企業・団体・個人による著しい量の投資又は購入を禁止するため国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づき大統領に付与された全ての制裁権限を行使することができる。

2.1. 「対象外国企業・団体・個人」の定義：以下のいずれかに該当する者

- (A) 中国(マカオ、香港を含む。以下同じ)の法律に基づき設立され、又は中国に主たる事業所を有し、又は中国の法律に基づいて組織されている企業・団体・個人
- (B) 中国共産党中央委員会の委員又は中国の政治指導部の構成員
- (C) 中国の国家若しくは政府又はその政治的下部組織・機関
- (D) 上記(A)～(C)のいずれかの指示下又は支配下にある者
- (E) 上記(A)～(C)のいずれかの企業・団体により直接的又は間接的に合計 50 パーセント以上所有されている者
- (F) 中国の防衛・関連資材セクター又は監視技術セクターにおいて、重大な事業活動に従事している者

2.2. 罰則

上記禁止の違反者、違反未遂者、違反共謀者、違反共犯者に対する罰則は以下の通り、

- (1) 行政罰 最高 25 万ドル又は違反取引額の 2 倍に相当する額
- (2) 刑事罰
 - ・法人違反者：最高 100 万ドルの罰金
 - ・個人違反者：最高 100 万ドルの罰金及び/又は 20 年以下の収監処分

3. 財務長官による対外投資禁止・規制(§8521)

1950 年国防生産法を改正し、同法の末尾に以下の規定を VIII 章（対象国家安全保障取引に関する投資の禁止及び通知）として新たに追加。

3.1. 投資の禁止

- (a) 財務長官は、下位規則に基づき、米国企業・団体・個人（その支配下にある外国企業・団体・個人を含む）が、「禁止技術」についての「対象国家安全保障取引」であることを知り又は知り得るにもかかわらずそれに従事することを禁止することができる。
- (b) 上記(a)に従って下位規則で規定された禁止事項の回避・脱法、回避・脱法する目的を有す

る行為、禁止の違反を引き起こす行為、又は禁止の違反の試みは全て禁止される。

3.2.義務的通知要件

財務長官は本法施行日(2026年12月26日)から450日以内に下位規則を発行し、米国企業・団体・個人に対し、自ら又はその支配下にある外国企業・団体・個人が「禁止技術」又は「通知対象技術」についての「対象国家安全保障取引」であることを知り又は知り得るにもかかわらず、それに従事する場合はその取引後30日以内に財務長官に通知することを義務付ける旨を規定しなければならない。

3.3.定義

「懸念国」(Country of concern)の定義:

中国、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシア、マドロ政権下のベネズエラ

「対象外国企業・団体・個人」(Covered foreign person)の定義:以下のいずれかに該当する者

- (A) 「懸念国」の法律に基づき設立され、又は「懸念国」に主たる事業所を有し、又は「懸念国」の法律に基づいて組織されている企業・団体・個人；
- (B) 中国共産党中央委員会の委員又は「懸念国」の政治指導部の構成員；
- (C) 「懸念国」、上記(A)、(B)、若しくは「懸念国」の政府(その政治的下部組織・機関を含む)のいずれかの指示下又は支配下にある者
- (D) 「懸念国」、上記(A)、(B)、若しくは懸念国の政府(その政治的下部組織・機関を含む)により直接的又は間接的に合計50パーセント以上所有されている者；

「対象国家安全保障取引」(Covered national security transaction)の概要

「懸念国」企業・団体・個人又は「対象外国企業・団体・個人」が関係する、株式取得、ガバナンス権付融資、合弁事業、資産取得、及び軍事・諜報・監視・サイバー能力を強化するその他の取引

「禁止技術」(Prohibited technology)の定義:

今後発行予定の下位規則で具体的な技術的閾値により特定される以下の分野における技術

- (i) 先端半導体技術及びマイクロエレクトロニクス。
- (ii) 人工知能(AI)システム。
- (iii) 量子情報技術。
- (iv) 高性能コンピューティング及びスーパーコンピューティング。
- (v) 極超音速システム。

「通知対象技術」(Notifiable technology)の定義

以下の分野における技術であって、「禁止技術」の範囲外のもの(ただし、この通知対象技術につ

いても下位規則で一定の技術的閾値を規定することが出来る)

- (i) 半導体技術及びマイクロエレクトロニクス。
- (ii) 人工知能システム。
- (iii) 量子情報技術。
- (iv) 高性能計算及びスーパーコンピューティング。
- (v) 極超音速システム。

3.4. 罰則

上記禁止の違反者、違反未遂者、違反共謀者、違反共犯者に対する罰則は以下の通り、

(1)行政罰: 最高 25 万ドル又は違反取引額の 2 倍に相当する額

(2)売却命令:

財務長官は、上記又は下位規則の違反がある場合、「禁止技術」に関する「対象国家安全保障取引」の売却を強制することができる。

3.5. 多国間関与及び調整

(a) 権限

財務長官は、国務長官、商務長官及びその他の関連連邦機関の長と調整の上、以下の措置を講じなければならない。

(1)上記の禁止及び通知要件の効果的な実施及び適切な遵守を促進するため、協定及び手続の調整を推進・強化するべく、米国の同盟国及びパートナー国との二国間・多国間協議を実施すること。

(2)上記(1)が規定する協定及び手続が採択された後、当該政府と連携し、当該活動に関する動向を含む情報の共有メカニズムを確立すること。

(3)懸念国による禁止技術の開発を防止する専属的目的のために、米国の同盟国及びパートナー国との政府と連携し、これらの自国における米国と同様の仕組み・規制の実施を奨励すること。

(b) 多国間関与及び調整のための戦略

下位規則発行日から 180 日以内に、財務長官は、国務長官、商務長官及びその他の関連連邦機関の長と調整の上、以下の措置を実施しなければならない。

(1)懸念国による禁止技術の開発を防止する専属的目的のため、上記の禁止及び通知要件に準ずる仕組み・規制を構築するべく、米国の同盟国及びパートナー国との政府と連携する戦略を策定すること。

(2)当該仕組み・規制の構築に関して、これらの国々に対し技術支援を提供する機会を評価すること。

(c) 議会への報告

下位規則発行日から 1 年以内に、かつ、その後 4 年間は毎年、財務長官は以下の内容を含む報告書を「議会関係委員会」に提出しなければならない。

- (1) 上記(b)(1)に基づき策定された戦略に関する検討（米国同盟国・パートナー国政府による同等の仕組み・規制構築のための主要な手段及び目標を含む）
- (2) 自国の禁止措置策定における協力実施対象とするパートナー国及び同盟国のリスト
- (3) 当該戦略の実施状況及び成果
- (4) 米国の同盟国及びパートナー国による同等の仕組み・規制の確立を阻害する要因の説明。

「議会関係委員会」の定義

- (1) 上院外交委員会及び上院銀行・住宅・都市問題委員会
- (2) 下院外交委員会及び下院金融サービス委員会

4. 国防権限法 2026 原文

◎National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2026

<https://www.congress.gov/119/bills/s1071/BILLS-119s1071enr.pdf>

<https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1071/text>

以 上